



農業者の皆さんを応援します！

農業者の皆さんの生産活動を支援するため、さまざまな補助事業を行っています。ご自身の経営形態に合わせて、ぜひご活用ください。申請の要件は掲載した事項以外にもありますので、お問い合わせください。

① 募集期間… 5月11日(月)～29日(金) ※予算を超える申し込みがあった場合は抽選により決定します

No.	事業名	補助内容など	補助金の額など	申問
1	「とわだの農業力」サポート事業	認定農業者※1または認定新規就農者※2に対し、農業機械やパイプハウスなどの購入費用の一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限50万円	農林畜産課 ☎0176-51-6741
2	農業用ドローンオペレーター育成支援事業	農業用ドローンのオペレーター技能資格の取得に要する経費の一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限10万円	農林畜産課 ☎0176-51-6736
3	スマート農業通信料支援事業	認定農業者または認定新規就農者に対し、GPSガイダンスの補正情報利用料の一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限2.5万円	
4	スマート農業機器導入支援事業	認定農業者または認定新規就農者に対し、農業用ドローンまたは農業用自動操舵システムの導入に要する経費の一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限75万円	

② 募集期間はそれぞれの事業で異なりますので、お問い合わせください

No.	事業名	補助内容など	補助金の額など	申問
5	新規就農者育成総合対策事業	【経営発展支援】 原則50歳未満の独立・自営農業者に対し、就農後の経営発展に必要な機械・施設などの購入費用の一部を補助します。	経費（税抜き）の4分の3以内 上限375万円	農林畜産課 ☎0176-51-6741
		【経営開始資金】 原則50歳未満の独立・自営農業者に対し、就農直後の経営を確立するまでの期間の資金を補助します（最長3年間）。	年間最大165万円（家族経営協定を締結した夫婦は247.5万円）	
6	認定新規就農者支援事業	令和8年以降の認定新規就農者でNo.5の経営開始資金165万円が交付開始となった者に対し、上乗せして補助します（最長3年間）。	年間最大50万円（家族経営協定を締結した夫婦は75万円）	
7	農業経営収入保険加入促進事業	農業経営収入保険に係る1年分の保険料および付加保険料の一部を補助します。	保険料などの2分の1以内 上限10万円	
8	高齢者等肉用牛導入事業	60歳以上の牛飼養経験のある高齢者に対し、1世帯当たり1頭の繁殖雌牛を5年間（または3年間）貸し付けます。	お問い合わせください	農林畜産課 ☎0176-51-6745
9	有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業	鳥獣捕獲に必要な免許・許可の取得に要した費用や用具の購入費の一部を補助します。	お問い合わせください	
10	鳥獣被害防止電気柵導入支援事業	農業者が農地などに設置する電気柵の導入費の一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限15万円	
11	農福連携実践支援事業	初めて農福連携に取り組む農業者に対し、福祉事業所へ依頼する農作業に係る経費の一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限5万円	農林畜産課 ☎0176-51-6736

※1 認定農業者とは、農業経営の改善に向けて、所得目標や年間従事時間などの計画を立てて、市から認定を受けた農業者です。

※2 認定新規就農者とは、新規で農業を始めるに当たり、所得目標や年間従事時間などの計画を立てて、市から認定を受けた農業者です。